

議第 1562 号

小松都市計画区域区分の変更（石川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」変更する。
2. 人口フレーム

区 分	年 次	平成17年 (基準年)	平成32年 (目標年)
都市計画区域内人口		104,284人	103,230人
市街化区域内人口		69,627人	68,490人
配分する人口		—	67,230人
保留する人口		—	1,260人
(特定保留)		—	—
(一般保留)		—	1,260人

理 由

小松能美都市計画区域では、平成16年5月に都市計画区域マスタープランを決定し、これに即して具体の都市計画決定を行ってきた。

平成17年2月に根上町、寺井町及び辰口町が合併し能美市となったことから、能美市を一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、これまでの小松能美都市計画区域を変更し、平成25年8月に小松都市計画区域及び能美都市計画区域とした。

今般、区域の再編に伴い、小松能美都市計画区域マスタープランを小松都市計画区域マスタープランに変更することを受け、目標年次における人口・産業を適正に収容するため、市街化区域及び市街化調整区域の見直しを行うものである。

(参 考)

1 都市計画区域の概要

都市計画区域等の面積規模 (単位：ha)

市町村名	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
小松市	37,113	12,759	2,229	10,530

2 変更方針

小松都市計画としての将来像を新たに展望し、既成市街化区域の周辺部を市街化区域に編入し、計画的な市街化の見込みのない区域を市街化調整区域に編入するものである。

なお、市街化区域の編入に際しては、現市街地内の都市的未利用地の整備促進を図るなど、いたずらに市街地を拡大することがないように、極力最小限の区域の編入に留めることとする。

3 変更の内容

人 口 (単位：千人)

	前回計画（第4回見直し）			今回計画（第5回見直し）		
	行政区域	都市計画区域	市街化区域	行政区域	都市計画区域	市街化区域
平成12年	139.4	134.0	95.7			
平成17年				109.1	104.3	69.6
平成22年	144.7	139.5	100.7			
平成32年				107.5	103.2	68.5

(注1) 前回計画は小松能美都市計画区域、今回計画は小松都市計画区域。

(注2) 市街化区域の平成32年人口には保留人口を含む。

面積及び人口密度

行政区域	都市計画区域	変更前市街化区域	今回変更面積			変更後市街化区域	保留された区域	可住地人口密度
			追加	除外	増減			
(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(人/ha)	
37,113	12,759	2,239	2.5	12.2	-9.7	2,229	0	49

4 箇所別調書

(1) 市街化区域編入予定箇所

市町名	地区名	面積 (ha)	土地利用	編入理由
小松市	三田地区	2.5	商業系	開発行為

(2) 市街化調整区域編入予定箇所

市町名	地区名	面積 (ha)	土地利用	編入理由
小松市	上荒屋地区	6.2	—	営農継続
小松市	梯川①地区	3.7	—	河川区域を除外
小松市	梯川②地区	0.7	—	〃
小松市	梯川③地区	1.1	—	〃
小松市	下牧地区	0.4	—	〃
小松市	下栗津地区	0.1	—	道路区域を除外

(3) 市街化区域編入が留保される箇所

該当なし